

件名	亀山市議会の個人情報の保護に関する条例	議会事務局 議事調査課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）の一部が改正され、大学、病院等を含む民間事業者、国の行政機関、地方公共団体の機関（議会を除く。）等における個人情報の取扱い等に関する全国的な共通ルールが規定されました。</p> <p>しかしながら、地方議会は、国会と同様、改正後の個人情報保護法の適用対象外とされており、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねることとされています。このことから、議会として個人情報の保護に関して適切な対応を図る必要があるため、この条例を制定するものです。</p> <p>2 制定内容</p> <p>(1) 総則 <第1条から第3条まで関係></p> <p>この条例を制定する目的、この条例で使用する用語の意義及び議会の保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるとする議会の責務を定めます。</p> <p>(2) 個人情報等の取扱い <第4条から第16条まで関係></p> <p>個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置その他個人情報等の適切な取扱いについて定めます。</p> <p>(3) 個人情報ファイル <第17条関係></p> <p>個人情報を取り扱う際は、個人情報ファイルを作成し、及び公表することを義務付けます。</p> <p>(4) 開示、訂正及び利用停止 <第18条から第46条まで関係></p> <p>議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止請求（以下「開示請求等」といいます。）は、議長に対して行うことができることとし、開示請求等に係る決定及び不作為について審査請求があった場合は、亀山市個人情報保護審査会に諮問します。</p>		

(5) 雑則 <第47条から第51条まで関係>

開示請求等をしようとする者に対して情報の提供等について適切な措置を講じ、個人情報等の取扱いに関する苦情について迅速な処理に努め、及び毎年度、この条例の施行の状況について公表します。また、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めます。

(6) 罰則 <第52条から第56条まで関係>

職員又は職員であった者などが、正当な理由がないのに、個人情報ファイルを提供したとき等、個人情報の取扱いに関して不正があった場合の罰則を定めます。

3 その他

(1) 施行日は、令和5年4月1日とします。

(2) 附則において、亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年亀山市条例第25号）の一部を改正し、議長が亀山市個人情報保護審査会に諮問することによる規定の整理を行います。